

報告第10号

専決処分の報告について

令和6年（2024年）6月20日午前9時30分頃、城陽市平川茶屋裏地内の市道1号線において発生した都市整備部管理課職員運転の公用車による交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年12月5日報告

（2024年）

城陽市長 奥田敏晴

専 決 処 分 書

交通事故の損害賠償について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年10月1日専決
(2024年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

交通事故に伴う損害賠償額の決定について

市は、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条による交通事故の損害賠償額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
金、143,000円
- 2 損害賠償の相手方
城陽市所在の法人

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分したときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

国家賠償法（抜粋）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行ううについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- ② 略

参考資料

1 事故の概要

令和6年（2024年）6月20日午前9時30分頃、城陽市平川茶屋裏地内の市道1号線において、都市整備部管理課職員が公用車を停車して街灯の維持管理作業を行い、作業終了後に次の作業現場に向かうため、公用車を北に発進した際に、市道に隣接する月極駐車場の境界ブロックに接触し、境界ブロックが破損した。

2 事故後の対応

境界ブロック及び車両の損傷状況を確認し、境界ブロックを所有する法人に連絡するとともに、城陽警察署に事故報告を行い、現場検証に立ち会った。

3 損害の程度

相手側	境界ブロックの破損
当方	なし

4 相手方との示談経過

公益社団法人全国市有物件災害共済会を通して示談に向けた協議を行い、令和6年（2024年）10月1日に示談を行った。

